

5月26日に転倒し、骨折する障害が発生しました。新年度を迎えて早々の事故となりました。くれぐれも会員の皆さんには、怪我や事故に十分注意をし、安全就業に努めるようお願いいたします。

連続無事故記録



現在4日間

○埼玉県では自転車保険への加入が義務になっています

埼玉県では「自転車の安全な利用の促進に関する条例」が改正され、平成30年4月1日から自転車を所有する人に対し、自転車損害保険等への加入が**義務**になりました。

自転車安全利用5則

自転車は運転免許がなくても乗れる便利で手軽な乗り物ですが、車やバイクと同じ『車両』です！ 基本となる自転車安全利用5則を覚えて実践してください。交通ルールは必ず守りましょう。

1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先

車やバイクと同じ向きに走行、逆走は厳禁
70歳以上は歩道を通行できますが、歩行者優先



2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認

しっかり止まって左右を確認



3 夜間はライトを点灯

夜間は前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけよう

4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化

○自転車利用者のヘルメット着用が全年代で努力義務化！

令和5年3月31日までは、子ども（13歳未満）の保護者などに対する努力義務のみでしたが、令和5年4月1日からは、自転車に乗る、子どもから高齢者まで「全年代」がヘルメットをかぶるよう努めなければならない努力義務となりました。

ヘルメットは、事故時や転倒時に頭部への衝撃を軽減します。
目深に正しい位置でかぶり、あご紐をしっかりと締めて着用しましょう。



※市の自転車ヘルメット助成金について

桶川市では自転車乗車時のヘルメット着用を促進するため、ヘルメット購入に対する補助制度が開始されます。詳しくは桶川市のホームページをご覧ください。

注※ 自転車ヘルメット助成金制度は、桶川市シルバー人材センターの制度ではなく、桶川市の制度です。(問い合わせ…桶川市役所安心安全課 048-788-4927)

○埼玉県では自転車保険への加入が義務になっています

埼玉県では「自転車の安全な利用の促進に関する条例」が改正され、平成30年4月1日から自転車を所有する人に対し、自転車損害保険等への加入が**義務**になりました。

○外での作業では、蜂に注意！！

これからの季節、蜂が活発になってきます。蜂に刺されるとアナフィラキシーショック（皮膚が赤くなる。息苦しくなる。嘔吐など）を起こし、最悪の場合、死に至ることもあります。

外で作業を行う場合は、周りに蜂がいないか、巣がないか、草などが生い茂っている所には水をかけるなどして確認を行ってから作業に取りかかりましょう。

○熱中症に注意しよう！

近年、温暖化の影響もあり、熱中症になる高齢者が増えています。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、重症化すると死に至ることもあります。

屋内、屋外に関係なく、水分・塩分補給、休憩を適度に取りながら就業に努め体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

◇ 健康一口メモ ◇

近頃、目の衰えを感じていませんか？
目の機能は加齢とともに衰えます。



加齢で起こりやすくなる目の病気は、緑内障と白内障です。

[緑内障]

視神経に障害が起こり、視野が狭くなります。

[白内障]

目の水晶体が濁ることで、見えにくくなります。

予防の秘訣は、定期的な眼科検診です。少なくとも1～2年に1回は眼科検診を受けましょう。